破産手続廃止及び免責許可決定

平成２４年（フ）第２４２号
佐賀県佐賀市嘉瀬町大字中原2082番地１
破産者　石丸クニ子
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第９３号
佐賀県佐賀市高木瀬西１丁目５番１号　古賀アパート
破産者　橋間　洋子
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第２８２号
佐賀県多久市北多久町大字多久原2172番地、申立時住所佐賀県多久市北多久町メイプルタウン10番11号
破産者　野田　　守
１　決定年月日　平成26年１月30日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
佐賀地方裁判所民事部破産係

平成２５年（フ）第３９０号
さいたま市西区大字植田谷本406番地４
破産者　小山　和政
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第８１４号
埼玉県新座市栄１丁目６番11号
破産者　金子　千尋
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０４８号
埼玉県久喜市菖蒲町新堀1899番地１、住民票上の住所埼玉県草加市稲荷４丁目24番１号
破産者　大津　　彰
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１０９４号
さいたま市浦和区東仲町９番17―502号
破産者　小笠原慶三
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第１２３９号
埼玉県上尾市大字川156番地１　サマーマンション304
破産者　岡部眞由美
１　決定年月日　平成26年２月４日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２５年（フ）第３６４号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番65―22号
破産者　河野　祐一
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第３６５号
鹿児島県鹿児島市星ヶ峯４丁目42番65―22号
破産者　伊集院孝子
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４２１号
鹿児島県鹿児島市小野１丁目10番８号
破産者　松元　一美
１　決定年月日　平成26年２月５日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
鹿児島地方裁判所民事第３部破産係

平成２５年（フ）第４４号
岩手県陸前高田市広田町字袖野171番地
破産者　前川　　玲
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
盛岡地方裁判所一関支部

平成２５年（フ）第６６４号
仙台市若林区蒲町22番10号　サンマルコ203
破産者　黒田　恵美
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第６７６号
宮城県名取市植松２丁目９番17号
破産者　菅原　幸彦
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２５年（フ）第５３３号
名古屋市天白区原２丁目2509番地　メゾン・ド・アージュ510号
破産者　秋田　　洋
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１４９２号
名古屋市南区中江１丁目５番３号　健幸荘210号
破産者　安部　　章
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１５４５号
愛知県津島市唐臼町大門20番地１
破産者　長島　慶一
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１７３１号
愛知県愛西市日置町山の池229番地　ラ・ハヌル201号
破産者　荻田香奈子
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部

平成２５年（フ）第１８４４号
名古屋市北区城東町３丁目69番地　エクセレンス志賀本通503号
破産者　山本工務店こと　山本　正治
１　決定年月日　平成26年２月６日
２　主文　本件破産手続を廃止する。
３　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
４　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所民事第２部